

○みよし市教育委員会交際費執行に関する取扱基準

平成30年4月1日

(趣旨)

第1条 この基準は、教育委員会交際費（以下「交際費」という。）の執行に関する事務を適正に処理するため、交際費の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 交際費とは、対外的に活動する教育長（教育長を代理する者を含む。）が教育委員会を代表し、又は教育委員会の利益を図るため、外部との公の交際を進めるうえで必要とする経費をいう。

(交際費の範囲)

第3条 交際費は、社会通念上必要と認められる弔事に要する経費とし、執行の範囲は別表に定めるとおりとする。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。